

【2018 年 11 月 28 日 国民民主党第 26 回総務会】

政策案件の議決結果報告

【閣法審査】

案件名	態度
漁業法等の一部を改正する法律案	反対 (11/28 持ち回り決議)

【議員立法審査】

案件名	態度
公職選挙法の一部改正案（参議院比例代表議席関係）	賛成
食品ロスの削減の推進に関する法律案	賛成
建築士法の一部を改正する法律案	賛成
中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案 （中小企業社会保険料負担軽減法案）	賛成（提出）
貨物自動車運送事業法の一部改正案	賛成

この件に関するお問い合わせは国民民主党本部
政務調査会 03-3597-2880 までおねがいします。

第 197 回国会・公職選挙法改正案の概要

第 1 参議院議員の定数の改正

- 1 参議院議員の定数を 242 人（現行 248 人）とする。
- 2 参議院比例代表選出議員の定数を 94 人（現行 100 人）とする。

※ 第 196 回国会提出案（参法第 22 号）の 2 増 2 減を維持

- ・ 埼玉県選挙区の定数の 2 増は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 75 号）によって改正・施行済み（最大較差：福井県選挙区と宮城県選挙区の間での 2.985 倍（平成 27 年国勢調査日本国民人口））
- ・ 比例代表選出議員の定数については、上記の公職選挙法の一部を改正する法律による 4 増をやめ、加えて 2 減（合計 6 減）

第 2 参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

いわゆる「特定枠」の制度を廃止する。

第 3 検討

平成 34 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しについての検討条項を設ける。

【参考】参議院議員の定数の比較

	平成 30 年法律第 75 号による改正前	平成 30 年法律第 75 号による改正後（現行）	今回の案
総定数	242	248 (+6)	242 (-6)
選挙区	146	148 (+2) (埼玉 2 増)	148 維持
比例代表	96	100 (+4)	94 (-6)

第 196 回国会提出案：2 増 2 減

今回の案：比例 6 減

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案概要

目 的

現下の経済状況において、労働者の正規労働者^(※1)としての雇用に伴う社会保険料^(※2)に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者^(※3)に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずることにより、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図ること。

(※1) 正規労働者：期間の定めのない労働契約を締結している労働者（派遣労働者を除く。）であって1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される他の労働者に比して短くないもの

(※2) 社会保険料：健康保険法、介護保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、厚生年金保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法等による保険料、掛金等

(※3) 中小企業者：一定の規模以下の営利を目的としない法人を含む。

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給

○対象となる中小企業者（＝対象中小企業者）

本法の施行日から5年以内に新たに労働者（いわゆる転職者は除く。）を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者（雇入れ前一年以内に事業主都合による離職者がいる中小企業者等を除く。）

○中小企業正規労働者雇入臨時助成金の額

一月につき、対象中小企業者が労働者を正規労働者として雇い入れた日後初めて納付すべき当該労働者に係る社会保険料の額のうち当該対象中小企業者が負担すべき額の合計額の2分の1に相当する額を基本とした額

○中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給期間

対象中小企業者が正規労働者として雇い入れた労働者のそれぞれにつき、当該労働者の雇入月の翌月から10年間（それより前に当該労働者が離職をしたときは、離職月の翌月までの間）を基本とした期間

○独立行政法人中小企業基盤整備機構への事務の委託

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する事務の全部又は一部は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に行わせること。

施行期日

本法は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。